

## 「越前若狭田んぼ道場」研修心得

### (法令等遵守)

第1条 研修生は、常に法令等のもとより、この心得を遵守し、秩序を乱すような行為をしてはならない。

- 2 講師が指示する場合は、健康診断等を受けなければならない。
- 3 研修期間中の飲酒、定められた場所以外での喫煙を禁止する。

### (学 習)

第2条 研修生は、自ら求めて学ぶという積極的な学習に心掛けること。

- 2 研修生は、カリキュラムをすべて受講することを原則とし、正当な理由なく、欠席、遅刻、早退をしてはならない。
- 3 研修中は静粛を旨とし、講師の指示に従い真剣で積極的な学習態度で臨むこと。
- 4 研修室や圃場には、学習上不必要と認められる書籍、物品等を携行しないこと。
- 5 研修中の飲食は原則禁止とするが、高温時等熱中症対策として水分・塩分の補給は積極的に行うこととする。

### (出席・欠席について)

第3条 病気等の不測の事由により研修等を欠席する場合は、電話等で速やかに園芸振興課または研修業務委託先に連絡すること。

### (傷害保険等)

第4条 研修生は、機械操作実習に参加する際には傷害保険に必ず加入すること。未加入者は研修を中止する。入校の際、運転免許証と傷害保険の写しを提出し、更新時にもその写しを園芸振興課に提出すること。

### (公共物の取り扱い等)

第5条 研修生は、公共物（施設および備品）を丁寧に取扱い、整理・整頓に心がけること。もし紛失または破損した場合は弁償すること。

### (禁止行為等)

第6条 研修生は次の行為を行ってはならない。

- (1) 故意による公共物の破損
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他研修生や講師への暴言・暴力行為、金銭及び物品の強要、いじめに相当する行為
- (4) 研修中に知り得た個人情報等の外部への漏えい、SNS等による特定の個人への批判、誹謗中傷
- (5) 凶器等危険物の所持、または持ち込み
- (6) 研修場所における生産物および公共物の窃取行為

(7) 福井県迷惑行為等の防止に関する条例に抵触する行為

(8) その他法律に触れる行為

(懲 戒)

第7条 研修心得に違反した者は、戒告、研修の中止などの懲戒処分をうけることがある。

(自動車等利用)

第8条 使用する自家用車等は、車検、保険加入等法令等を遵守したものでなければならない。自家用車等を利用することにより発生する交通事故等については、道場の内外を問わず、当事者がその責を負い、本道場は一切その責を負わない。

(服装等)

第9条 研修生は、研修生としての品位を保つにふさわしい服装でなければならない。

(広報活動への協力)

第10条 広報活動として、研修中の写真を雑誌、HP等で掲載することがあるため、研修生は協力すること。なお、希望しない研修生は申し出ること。

(補 足)

第11条 このほか、行動規範に関して必要な事項は、園芸振興課が定める。